

平成 17 年度京都市重点改革方針

1 基本的な考え方

少子長寿化の進展、右肩上がり経済の終焉とそれに伴う国、地方を通じた未曾有(みぞう)の財政危機にあって、京都市基本計画に掲げた政策、施策を着実に推進していくためには、更なる市政改革の推進が必要である。

このため、本年 7 月に新たな市政改革の計画として、「京都市市政改革実行プラン(以下「市政改革実行プラン」という。)(取組期間：平成 16～20 年度)を策定したところである。この市政改革実行プランにおいては、「補完性の原理に基づく市民と行政の役割分担の改革」と「NPM 理論に基づく行政経営システムへの改革」の 2 つを基本理念とし、「時代の変化に適合した制度、仕組みや方針、方策等を構築するため、改革が常に追求、実践、継続され、京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるようにすること。(改革の追求！実践！継続！)」を目標に、15 の推進項目を掲げて、全庁を挙げて更なる改革に取り組むこととしている。

今後、平成 17 年度の予算編成作業等においては、市政改革実行プランに基づき、各局区等において具体的な取組を進めることとなるが、とりわけ以下の点に十分留意して市政改革に取り組むこととする。

2 重点改革方針

(1) 事務事業評価制度を活用した更なる事務事業の見直し

平成 17 年度の予算編成作業に当たっては、事務事業評価制度を積極的に活用し、市民と行政の役割分担の在り方や目標達成度、効率性、受益者負担の適正性などの多角的な観点から十分に検討し、事務事業の再構築等にこれまで以上に積極的に取り組むこと。

なお、昨年度の事務事業評価制度の対象事業について、目標値の設定が可能であるにもかかわらず指標設定がなされていないものや評価票に基本的な情報が記載されていないもの等については、必要な改善を行うこと。

(2) 民間活力の導入

市政改革実行プランにおいては、これまでの民間活力の導入の取組を更に推進し、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度など、最適な行政サービスの提供方法を選択することにより、「質の高い小さな政府」の実現に努めることとしている。こうした民間活力の導入の取組については、特に次の点に留意して取り組むこと。

ア 公の施設の指定管理者制度の活用

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成16年3月制定)及び「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」(平成16年8月策定)に基づいて、指定管理者制度の活用に努めること。

活用に当たっては、特に次の点に留意すること。

現在管理委託を行っている施設については、原則として平成18年4月までに指定管理者制度に移行することとし、平成17年度中に着実に準備を進めること。

現在直営によって運営している施設についても指定管理者制度の導入の可否について検討を行うこと。

指定管理者制度の導入に当たり、利用料金制度の活用について検討すること。

イ PFI手法の活用

公共施設等の整備等を行うに当たっては、コスト縮減に取り組むことは当然のこととして、平成14年6月に策定した「京都市PFI導入基本指針(以下「PFI導入基本指針」という。)」に基づき、事業期間に係る総事業費がおおむね50億円以上のもの、又は建設事業費がWTO協定に基づく基準額(24億3,000万円)以上である場合は必ず「簡易評価によるPFI導入可能性検討」(「PFI導入基本指針」10ページ参照)にしたがって、当該事業がPFI手法に適しているかどうかの検討を行うこと。また、この額を下回る場合であっても他の要素によりPFIの効果が期待できるものについては、導入の可否について積極的に検討を行うこと。

ウ 公民協働（PPP）推進に向けての行政サービスの提供方法の再点検

別添の「公民協働（PPP）推進の考え方について」を参考にして行政サービスの提供方法についての再点検を行うこと。

(3) 外郭団体の改革

市政改革実行プランにおいては、民間活力の導入と併せて外郭団体の改革について、特に重点的に取り組むこととしており、団体の統廃合等や本市からの補助金、派遣職員の削減に関する数値目標を含め、本市の関与の見直し等を掲げた「京都市外郭団体改革計画（以下「外郭団体改革計画」という。）を本年7月に策定した。この外郭団体改革計画を進めるに当たっては、特に次の点に留意して取り組むこと。

ア 統廃合の推進等

外郭団体改革計画において、統廃合等の検討対象団体として掲げた団体については、できる限り早期の実現に向けて年次計画を策定し、具体化に向けた取組を進めること。また、それ以外の団体についても経営の健全化に引き続き努めることとし、必要に応じて統廃合等の検討を行うこと。

イ 補助金の適正化

数値目標として掲げている「本市からの補助金の15%（約5億3千万円）程度削減」の達成に向けて、計画的に補助金の適正化を図ること。

平成17年度当初予算においては、平成16年度当初予算において削減した額と合計して平成15年度予算額の12%以上の削減を目標とすること。

ウ 委託料の適正化

指定管理者制度が適用される公の施設の管理委託はもとより、従来本市が外郭団体に委託していた業務について、原則として複数の事業者から委託先を選定することによる競争性の確保などにより、更なる委託料の適正化を図ること。

エ 派遣職員の削減

数値目標として掲げている「常勤派遣職員の30%(78人)以上削減」の達成に向けて、計画的に派遣職員の削減を図ること。また、派遣職員の削減に伴い、団体の職員の補充を必要とする場合には、原則として、期限付き職員や嘱託職員を利用するなど、経営状況や業務量に見合う弾力的な対応が可能となるよう団体に対して指導すること。

(4) 区政改革の取組の推進

区政改革については、本年4月に策定した「区政改革に向けた今後の取組」に掲げる改革の取組のうち、「区行政重点課題」及び「区政策提案予算システム」の内容を取りまとめたところであり、平成17年度予算編成から試行実施することとしている。

「区行政重点課題」のうち各局等の所管業務については、「区政策提案予算システム」の中で、局区間協議を十分に行い、各局等は、局の方針及び予算等に反映させるように努めること。

(5) 更なる市民対応窓口サービスの向上及び市民参加の推進

今年度実施している「市民対応窓口サービス評価制度」の実施結果も踏まえ、市民対応窓口サービスの向上を図るための取組を引き続き進めること。

また、「京都市市民参加推進条例」(平成15年6月制定)及び「京都市市民参加推進計画」(平成13年12月策定)に基づき、市民が身近に実感できる市民参加を実践できるよう、更に積極的に努めること。

3 その他

今回示した方針に基づく改革の取組を含め、各局区等における市政改革実行プランに基づく取組については、「局区運営方針」に反映させること。